

文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議設置要綱

27文区区第1826号平成27年12月28日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、「文京区と新たな公共の担い手との協働の推進～文京区から始まるソーシャルイノベーションに向けて～」の提言（以下「提言」という。）の内容の実現に向けて、これまで実施してきた新たな公共プロジェクトの各種事業の成果について検証するとともに、今後の事業の方向性を検討するため、文京区新たな公共プロジェクト成果検証会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を検証し、その検証結果を区長に報告する。

- (1) NPO（非営利活動団体）、事業者等との協働推進に関すること。
- (2) 担い手創出のための事業化スキームに関すること。
- (3) 提言に対する新たな公共プロジェクトの各種事業の取組に関すること。
- (4) 各種事業の成果及び地域に与えた影響に関すること。
- (5) 今後の事業の方向性に関すること。
- (6) その他委員長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員4人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 実務経験者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第4条 会議に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、非公開とする。

(会議録)

第7条 会議の内容は、開催日、出席した委員、議事の概要等を記載した会議録を調製することにより、記録する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、区民部区民課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。